

## 【地域の実情と適正規模・適正配置】

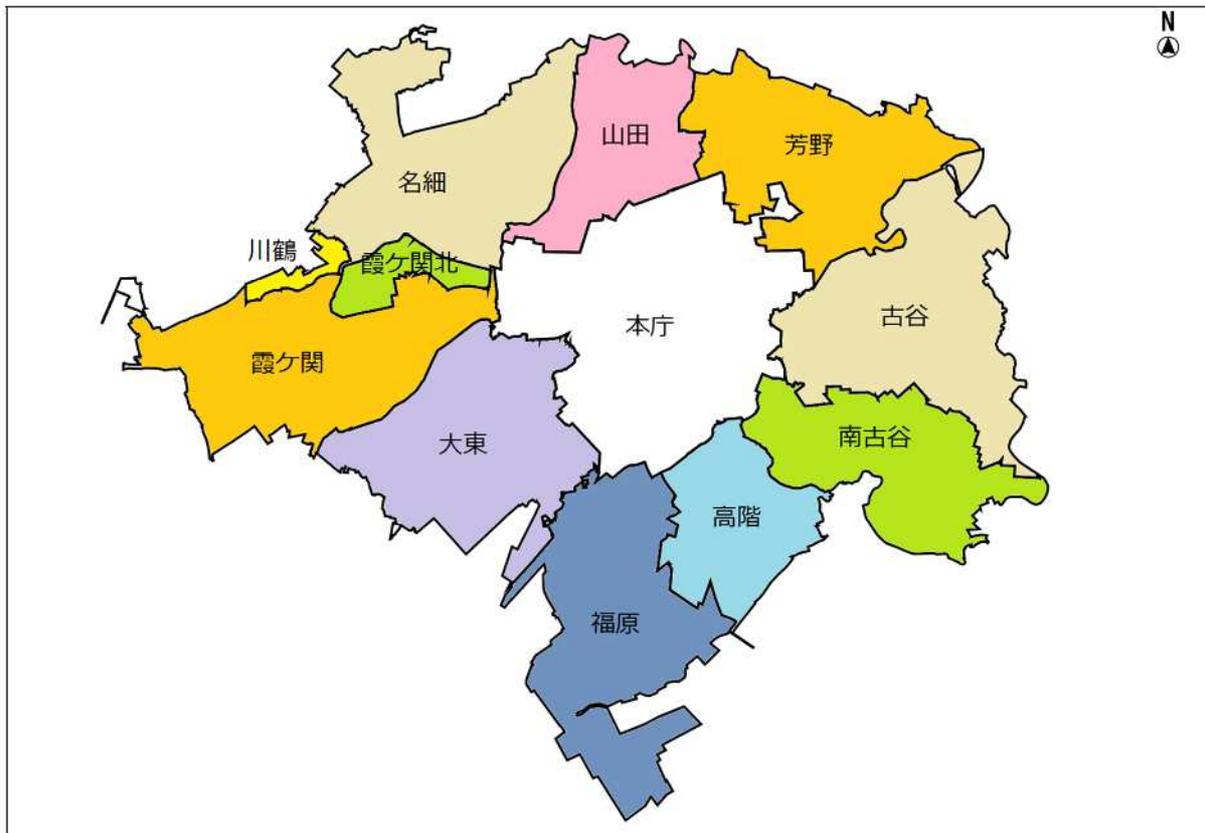
### 1 地域の捉え方

今後の審議にあたっては、前回の委員からの意見等を踏まえ、また、これまでの庁内会議での考え方として、検討する対象範囲を区切り、地区ごとに区域内の学校について検討することが適当ではないかと考えています。

具体的には、昭和 30 年当時の旧川越市と合併した周辺の 9 村、その後に分割された市民センター管内ごとに一つの地区としようということです。

通学の状況を見ても、本庁地区との隣接地域や、指定校からの遠距離地域及び他校までの近距離地域である一部の地域を除き、地区を超えて他地区の学校に通学することは、想定できないほどの距離があります。

また、中学校の沿革を見ても、文化的な背景があると考えられることから、地区ごとに学校の在り方を検討してはどうかと考えます。



#### (1) 地区内 1 小 1 中

各市民センターが所管する 11 地区の中には、その小学校又は中学校が、それぞれ唯一の小中学校であって通学区域が同一である地区（1 小 1 中の関係）があります。この地区では、共通する通学区域によって一つの生活圏となっており、学校が地域コミュニティの拠点としての役割を担っていると考えられます。（⇒芳野地区の芳野小学校と芳野中学校、山田地区の山田小学校と山田中学校）

また、1小1中の関係ではなくとも、同一地区内において、小・中学校  
が、それぞれ唯一の小・中学校である場合にも、学校が地域の拠点として、  
防災や地域交流の場などの機能を果たしていると考えられます。(⇒古谷  
地区、福原地区、川鶴地区)

こうしたことから、地区内1小1中の場合は、基本的に、他の地区の同  
種校との統合の対象としないことが妥当と考えています。

## (2) 小中一体化

地区内1小1中の学校において、将来的に学校の小規模化が進むことが  
推測されており、同校種との統合に代わる対策が必要です。

基本的な考え方としては、小学校と中学校の施設を一体化し、一定規模  
の教員集団を形成させ、物的・人的に効率的で効果的な運営体制により、  
教育環境の改善を図ることが考えられます。

【1小1中の地区の令和27年以降の最多学級数】

	芳野	古谷	福原	川鶴	山田
小学校	12	14	22	14	21
中学校	6	9	11	8	9
合計	18	23	33	22	30

## (3) 各地区の将来推計

本庁地区ほか全12地区について、将来人口推計に基づく学齢者人口を  
参考に、令和27(2045)年以降に最多となる学級数を推計し、適正規模  
の上限である24学級の学校であれば何校必要か試算した結果が、次表の  
とおりです(将来校数は、最多学級数を24学級で除した学校数です)。

【令和27年以降の最多就学者数・学級数】

地区	種別	小学校				中学校			
		最多 児童数	最多 学級数	将来 校数	校数 増減	最多 生徒数	最多 学級数	将来 校数	校数 増減
1	本庁	4,436	153	7	▲2	2,249	64	3	▲2
2	芳野	313	12	1	0	123	6	1	0
3	古谷	436	14	1	0	320	9	1	0
4	南古谷	1,348	42	2	0	439	12	1	0
5	高階	2,467	85	4	▲1	1,466	41	2	▲2
6	福原	660	22	1	0	341	11	1	0
7	大東	1,656	57	3	0	761	23	1	▲1
8	霞ヶ関	1,280	42	2	▲1	624	18	1	▲1
9	霞ヶ関北	977	36	2	0	445	14	1	0
10	川鶴	405	14	1	0	296	8	1	0
11	名細	1,343	48	2	▲1	634	18	1	▲1
12	山田	597	21	1	0	283	9	1	0
市立全体≠計		15,553	538	27	▲5	7,564	219	15	▲7

## 2 適正規模の考え方

### (1) これまでの経緯

- ① 学校教育法施行規則第 41 条では、「小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。(以下略)」と規定(同省令第 79 条によって中学校に準用)されており、昭和 59 年の文部省助成課資料「これからの学校施設づくり」では、次のように示されていました。

学校規模	過小規模	小規模	統合後の適正規模		大規模	過大規模
			適正規模	統合後		
学級数	1～5	6～11	12～18	19～24	25～30	31～

- ② 本市では、平成 27 年 3 月に次の基準を定めました。

H27 基準	過小規模	小規模	適正規模	大規模	過大規模
小学校	1～5	6～11	12～24	25～30	31～
中学校			12～18	19～24	25～

- ③ その後、平成 30 年 3 月に次の基準に変更しました。

H30 基準	過小規模	小規模			適正規模	大規模	過大規模
		①	②	③			
小学校	1～5	6	7・8	9～11	12～24	25～30	31～
中学校	1～2	3	4・5	6～8	9～24		

(資料集 P18 図表 20 再掲)

### (2) 望ましい学級数の考え方

(公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引 P9, P14)

- ① 小学校 学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには 1 学年 2 学級以上(全校 12 学級)。
- ② 中学校 免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも 9 学級以上(学年 3 学級)。
- ③ 大規模 従来から 25 学級以上の学校を大規模校、31 学級以上の学校を過大規模校。

#### 【学校規模と学年規模】

	3 学級	6 学級	9 学級	12 学級	15 学級	18 学級	21 学級	24 学級
小学校	—	1 学級	～	2 学級	～	3 学級	～	4 学級
中学校	1 学級	2 学級	3 学級	4 学級	5 学級	6 学級	7 学級	8 学級

### (3) 適正規模の検討

#### 【小学校：12学級～24学級】

- ① 下限の12学級については、標準学級数とされているところであり、これまでどおりで特に問題はないものと考えられる。
- ② 上限の24学級については、標準学級数は超えているものの、従来から実践してきていることから特に支障はないと考えられる。

#### 【中学校：9学級～24学級】

- ① 下限の9学級については、標準学級数を下回っており、これまでの実践において、埼玉県教委が定める教職員配当基準による教員数で、学校教育法施行規則に定める各教科の授業時数を実施する場合に、保健体育科の授業実施に困難が生じるため、基準外の教員の加配が必要となることから、適正な見直しが必要と考えられる（補足資料）。

見直し案として、12学級が標準規模とされていることから、これを適正規模の下限とすることが妥当と考えられる。

- ② 上限の24学級については、標準学級数を上回っており、これまでにおいて、24学級は平成3（1991）年度に記録されて以来なく、19学級以上の記録は平成25（2013）年度を最後に以降ない状況で、実践上の知見が乏しく、適正な見直しが必要と考えられる（補足資料）。

見直し案として、18学級が標準規模とされていることから、これを適正規模の上限とすることが妥当と考えられる。

#### 【適正規模と学年規模】

	下限学級数（学年規模）	上限学級数（学年規模）
小学校	12学級（全学年2学級以上）	24学級（全学年4学級以内）
中学校	12学級（全学年4学級以上）	18学級（全学年6学級以内）

### (4) 範囲外の区分

- ① 小規模 適正規模の下限に標準規模を採用する場合に、国が示す区分を採用しないで別に基準を定めることによる効果が認められないため、国の基準と合わせることが目安として妥当と考えられる。
- ② 大規模 中学校の適正規模の上限に標準規模を採用するも、国が示す区分とは異なるため、別に基準を定める必要があるが、これまでの学級規模の実績では、31学級は昭和50年代に1校、平成以降25学級以上は元年に1校のみだったことから、国の区分をスライドさせて24学級までを大規模、25学級以上を過大規模とすることが妥当と考えられる。

よって、学校規模の基準は、平成27年の基準を用いることとしたい。